

# [家保のページ] 家畜伝染病予防法の一部改正

岡山県高梁家畜保健衛生所

昨年11月の国の口蹄疫対策検証委員会報告書における提言等を踏まえ、より迅速かつ的確に対応できる防疫体制を構築するため、本年4月に家畜伝染病予防法の一部が改正されました。

法の施行は条文の内容により、10月までに順次行われることとなっています。

改正の概要の(5)国の財政支援の拡充と(6)口蹄疫まん延時の予防的殺処分については7月から施行されています。

## 1 改正の概要

### (1) 国と都道府県等の役割分担の明確化

- ・国は、都道府県の意見を求めた上で防疫指針を策定し、都道府県は指針に基づいて予防やまん延防止の措置を実施する。(市町村は協力)

### (2) 発生時に備えた準備

- ・埋却地の確保  
家畜所有者が埋却地を確保する。  
都道府県は埋却地を確保するための情報提供を行う。
- ・国は、飼養規模に応じた飼養衛生管理基準を設定する。

### (3) 早期発見・早期通報

- ・指定された症状を呈する家畜を発見した獣医師又は所有者は、遅滞なく知事に届出るものとする。(罰則規定あり)

### (4) 畜産農家による飼養衛生管理の強化

- ・畜舎等の出入口付近に消毒設備を設置し、人や車両の出入り時の消毒を義務化する。
- ・家畜の飼養状況や衛生管理の状況を毎年知事に報告する。

### (5) 国の財政支援の拡充

- ・口蹄疫、牛疫、牛肺疫、豚コレラ、アフリカ豚コレラ、高病原性並びに低病原性鳥インフルエンザは従前の手当金(患畜1/3、疑似患畜 4/5)に加え、新たに特別手当金を所有者に交付し、評価額全額を補償する。

※家畜伝染病の発生又はまん延を防止するための措置を適切に講じなかった場合は、手当金(特別手当金を含む)を減額又は返還させる。

- ・移動等の制限に伴う売上げ減少等への補償の対象を、従前の鶏のみから牛・豚にも拡充する。

### (6) 口蹄疫まん延時の予防的殺処分

- ・口蹄疫の急速かつ広範囲のまん延を防止するため患畜・疑似患畜以外の家畜でも殺処分できる制度を新たに導入する。(全額補償制度あり)

### (7) その他

- ・都道府県は、必要に応じ道路等に消毒施設を設置できるものとし、全通行車両等の消毒を義務化できる。
- ・海外からの入国者の携帯品に対する消毒など国による水際対策を強化する。

## 2 本県の対応

### (1) 改正内容の周知

- ・農場等へチラシや広報誌などを配布
- ・市町村及び農業団体等を対象とした研修会等の開催

### (2) 農家への指導

- ・家畜保健衛生所の立入検査等による飼養衛生管理基準の遵守を徹底

### (3) 危機管理体制の継続

- ・市町村、関係団体の研修会や防疫演習の実施等

10月から(2)発生時に備えた準備、(3)早期発見・早期通報、(4)畜産農家による飼養衛生管理の強化が施行されます。

畜舎等の出入口付近に消毒設備を設置

し、人や車両の出入り時の消毒が義務化されることから、今から消毒設備の準備を進めておいたほうが良いでしょう。

口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの脅威から家畜を守るために、日頃からの衛生管理の徹底を心がけてください。

## 家畜伝染病予防法の改正概要

